

令和 9 年度
長浜市農業施策に関する意見書

令和 8 年 9 月
長浜市農業委員会

農業施策に関する意見書

農業を取り巻く情勢への対応を図るため、令和6年に「食料安全保障の確保」を基本理念に改正された、食料・農業・農村基本法に基づき、令和7年策定の食料・農業・農村基本計画では、農業の生産性向上、農産物の付加価値向上を通じ、農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図ることにより食料自給力を高め、農業の持続的発展を図ることを基本方針としています。

国は令和7年度から5年間を「農業構造転換集中対策期間」として、担い手への農地の集積・集約化やスマート農業の導入を集中的に推進しており、滋賀県においても、本年3月に「滋賀県農業・水産業基本計画（第3期）」が策定されるなど、農業政策は大きな転換期を迎えています。

一方、農業現場においては、令和の米騒動による米価上昇は、民間在庫の増加等需給が大きく緩和し米価は下落傾向にあり、今秋の概算金は前年比で大幅に引き下げられています。

また、生産コストは世界の情勢不安定化により、依然高止まりとなっており、農業経営は深刻な状況にあります。さらに、農業従事者の高齢化や人口減少による農業者の減少が進み、本市の約8,000haに及ぶ農地をいかに次世代に継承していくかが重要な課題となっています。このような状況の下、農業委員会といたしましては、市が令和7年度から実施している農地集約化支援事業を踏まえ、さらなる農地の集積・集約化に向けて、地域及び市当局等関係機関と協議を重ね、各地域の実情を反映した実効性の高い地域計画へとブラッシュアップが図られるよう取り組んでいるところです。

さて、農業委員会が実施した農業者へのアンケート調査や各農業委員の意見を集約したところ、農業経営を継続するために必要な施策として「米価の安定」、次いで「農業機械更新への助成」が上位を占めました。この傾向はここ数年変わらず続いており、農業者の実情や声を反映した施策の実施が不可欠であると考えます。また、このアンケート調査では、市の農業施策について「あまり知らない」「全く知らない」と回答した割合が過半数を占めており、農業施策が十分に周知されていない実態が明らかとなりました。

各施策の推進には農業者一人ひとりに情報が確実に届く環境が整っていることが不可欠であり、情報発信の手法等について効果的な見直しも重要であると考えます。

そこで、本市の基幹産業であり、国土保全、環境保全等多面的機能を有する農業・農地を将来にわたり維持・継承していくため、農業者の切実な声と現場の実情を踏まえ、次のとおり意見を取りまとめました。つきましては、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づく意見書として提出いたしますので、令和9年度当初予算編成及び今後の農業施策に十分ご配慮いただくとともに、必要に応じ国及び滋賀県に対する要望等につきましても、格別のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

令和8年9月25日

長浜市長 浅見 宣義 様

長浜市農業委員会会長 将亦 富士夫

目 次

1. 重点及び新規意見	・・・ 1
重点意見① ほ場整備の推進と大区画化について	
重点意見② サルに対する群れごとの捕獲及び対策について	
重点意見③ カメムシの防除対策への支援について	
新規意見①	
重点意見④ 「小規模農家営農継続支援事業補助金」の増額と拡充について	
重点意見⑤ 農業委員の女性や青年農業者の登用について	
新規意見② 市農業施策や相談窓口の周知と補助金の活用について	
新規意見③ 農業委員のなり手確保と報酬の見直しについて	
2. 農地利用の最適化に関する意見(★マークは重点意見)	・・・ 4
(1) 「地域計画」に基づく農地の集積・集約化の推進	
(2) 基盤整備事業の推進	
(3) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組推進	
(4) 有害鳥獣・病虫害被害の撲滅に向けた対策強化	
(5) 多様な担い手への支援	
3. 持続可能な農業に向けた意見(★マークは重点意見)	・・・ 9
(1) 持続可能な農業経営に向けて	
(2) 若者や女性に選ばれる農業に向けて	
(3) 持続可能な農業に向けた仕組みづくり	
(4) 農業委員会の体制の充実・強化について	
4. 国・県への要望	・・・ 11
(1) 農業者の所得安定対策について	
(2) 農地保全管理対策について	
(3) 新産業新技術支援対策について	
(4) 食料自給率の向上について	
(5) 農業委員会体制の充実・強化について	
(6) 地域の実情を踏まえた農地の取得について	

1. 重点及び新規意見

本意見書において、重点とする意見及び新規の意見をまとめる。

重点意見① ほ場整備の推進と大区画化について 【継続・重点】 P. 4

国の推奨する農地中間管理事業を活用したほ場整備を引き続き積極的に推進するとともに、畦畔除去による農地区画の拡大等を支援し、早期に農地の大区画化を図られるようお願いします。

また、国においては、農業者が主体的に行う畦畔除去・簡易整備による農地の大区画化を支援する補助制度が設けられていますが、この制度を必要とする方々へ、市から農業者・集落に対して積極的に情報発信していただくようお願いします。

重点意見② サルに対する群れごとの捕獲及び対策について 【継続・重点】 P. 6

サルによる農作物の被害は一向に減少しません。これまでの花火等による追い払いでは手に負えない状況であり、捕獲計画を上回る増加が懸念されています。ニホンザル群れ全体捕獲事業においては、本年度に捕獲檻の設置、来年度はいよいよ檻への誘導・捕獲の実施段階に入ることから、計画通りに確実に捕獲が実施されるよう、県と緊密に連携しながら取り組んでいただくとともに、本事業による成果をしっかりと検証し、良好な結果が得られた場合速やかに対象地域の拡大をするなど、捕獲後の処置とあわせて継続的な対策を講じていただくようお願いします。

重点意見③ カメムシの防除対策への支援について 【新規・重点】 P. 6

新規意見①

近年、斑点米カメムシ類の発生数が増加の一途をたどっており、滋賀県においても令和6年・令和7年と連続して病害虫発生予察注意報が発令されるなど、水稻の品質・等級に深刻な影響を与えています。

カメムシは移動性が高く、一農家が単独で防除剤を散布しても隣接ほ場から再侵入するため、地域全体が同じ時期に一斉防除を行わなければ十分な効果が得られないという難しさがあります。また、発生量が多い場合には1回の散布では不十分で複数回の防除が必要となるなど、農業者の負担は年々増大しています。

つきましては、地域一体での一斉防除が実施できるよう、市がJ A・関係機関と連携して防除時期の調整・周知・共同散布の取りまとめを支援する体制を整備していただくとともに、防除に要する費用への助成についても検討いただくようお願いします。

重点意見④ 「小規模農家営農継続支援事業補助金」の増額と拡充について

【継続・重点】 P. 7～8

《補助金の増額について》

地域の農地を守っている小規模農家は、機械等の延命を図り、農業を続けていま

すが、長年の使用による故障等が多く、更新を余儀なくされています。

機械の更新への助成を望む声が非常に多く、また、更新ができずにやむなく廃業となるなど、離農の大きな要因ともなっています。

市におかれましても支援制度を設けていただけていますが、農家が要望される金額は補助額を大きく上回っています。一方で、補助を要望されているすべての農家に支援できていないとの意見も多数いただいています。こうした状況も踏まえて、いまだに多くの方が補助の必要性を訴えておられ、補助が少額で、わずかな支援では離農対策としての効果が乏しい、農業経営の持続支援にならないといった意見もあるところです。

近年の物価高騰により農業機械の価格は大幅に上昇しており、現行の補助率 3/10・上限30万円という補助額の実質的な価値は年々目減りしている状況です。これは単純な増額要求ではなく、物価上昇の実態に見合った補助水準への適正化であることから、物価高騰を考慮した補助上限額・補助率の見直しを次年度予算要求に積極的に盛り込んでいただくよう強くお願いします。

《補助対象の拡充について》

昨年度の市からは、「集落営農組織のように機械を共同で所有・管理する方法や、作業の外部委託なども含め検討してほしい」とご回答いただきましたが、近年、集落営農組織は減りつつあり、農業機械の使用が農繁期に集中するうえ、地域を越えた農家同士のつながりもなく、共同利用・外部委託は現実的に困難な状況です。

そのような中で、新規就農者には、農業機械や倉庫などが必要となるものの、施設を新築することは難しく、中古施設の利用や農業機械をリースで利用される場合が多いことから、その施設の修繕や、リース代の支援など、農業者の実情に応じた経費に適用できるよう、補助対象の拡充をお願いします。

さらに、市内にある現在の農地を守るためには、小規模農家の経営維持が不可欠であり、これ以上の農家の廃業を生まないためにも、農業用機械の購入等にかかる補助について、同性能の機械の更新も容易になるよう補助対象の範囲や考え方を柔軟に対応されるなど、交付条件を工夫されるようお願いします。

重点意見⑤ 農業委員の女性や青年農業者の登用について 【継続・重点】

P. 9～10

農業委員会の活動は、地域農業の将来を見据えた取組となるべく、性別や年齢にとらわれない、多様な人材が求められています。

本市においては、女性農業委員の割合が、農業委員37名中8名（約21%）と県内では高い水準にありますが、3割超の目標に届いていない状況です。令和9年7月に改選を迎えることから、任命権者である市が主導的な役割を果たし、女性及び青年農業者から幅広く候補者が推薦・応募されるよう、地域及び関係団体へ積極的に働きかけていただくようお願いします。

新規意見② 市農業施策や相談窓口の周知と補助金の活用について 【新規】 P. 8

市の農業施策や補助制度については、現場への周知が十分に行き届いておらず、制度が活用されない状況が見受けられます。農業者が必要な支援を確実に受けられるよう、市の施策に関する積極的な周知をしていただくようお願いします。

また、市だけでなく関係機関の窓口についても周知の徹底が求められます。例えば、経営の多角化等を検討されている方や新規就農者が水稻以外の作物（野菜、花き等）にも取り組むことができるよう、県が運営する湖北農業普及指導センター等の相談窓口について、農業者への周知をより一層強化していただきたいと思います。

さらに、集落営農組織の担い手不足・後継者不足は深刻であり、若手オペレーターの確保・育成は地域農業の維持において喫緊の課題となっています。滋賀県には、こうした集落営農組織の課題に応える「つながり、つづく、みんなで守る地域農業推進事業費補助金」があり、国・県が費用の2分の1を負担して支援する補助制度として市が活用できます。集落営農組織が直面する課題解決を図るため、この補助制度を最大限に活用し、市として積極的に予算要求を行っていただくようお願いします。

新規意見③ 農業委員のなり手確保と報酬の見直しについて 【新規】 P. 10

人口減少や高齢化が進む中、農業委員のなり手不足が顕著になりつつあります。地域計画の見直しによって農地の利用調整の重要性がこれまで以上に高まっていることなどを背景に、農業委員一人当たりの業務負担は増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、農業委員報酬の見直し、さらには効率的な農業委員会体制の整備など、農業委員が活動しやすい体制づくりをお願いします。

2. 農地利用の最適化に関する意見

(1) 「地域計画」に基づく農地の集積・集約化の推進

「地域計画」は、担い手への農地の集積・集約化を進め農地利用の最適化を図ることを目的とする一方で、地域の未来図として地域が共有することが非常に重要な目的であるといえます。市においては、集約化に向けた話し合いが必要な集落について、令和7年度を初年度とする5か年計画で取組を進めていただいているところですが、引き続き関係機関と連携した上で、地域の未来図となる「地域計画」の見直しをお願いします。

① 地域の実情に応じた「地域計画」の見直しについて 【継続】

農地が、遊休化や荒廃化しつつあることから、「地域計画」の策定を通じ、地域において将来構想を共有する必要性が非常に高いところです。従って、地域との話し合いを通じ、農地の集積・集約化を行い、地域における農地利用の方向性を見極めた「地域計画」の見直しをお願いします。

(2) 基盤整備事業の推進

農業においてもDXが求められている時代にあって、スマート農業に取り組むためには、大型化・高度化する農業用機械を運用できるよう、農地の集約・集積を進める必要が高まっています。「地域計画」を実効性のあるものにするためにも、農地の集積・集約化、ゾーニングと併せ、担い手が効率的に営農できる生産基盤を整える必要がありますので、関係機関と連携した対策を講じられるようお願いします。

★① ほ場整備の推進と大区画化について 【継続・重点】

国の推奨する農地中間管理事業を活用したほ場整備を引き続き積極的に推進するとともに、畦畔除去による農地区画の拡大等を支援し、早期に農地の大区画化を図られるようお願いします。

また、国においては、農業者が主体的に行う畦畔除去・簡易整備による農地の大区画化を支援する補助制度が設けられていますが、この制度を必要とする方々へ、市から農業者・集落に対して積極的に情報発信していただくようお願いします。

② 農業用施設の老朽化対策について 【継続】

パイプラインやポンプ等の農業用施設は老朽化が進んでいることから、地域の実情を的確に把握し、施設の更新等、用水確保の適切な管理のための財政的支援をお願いします。

(3) 遊休農地の発生防止・解消に向けた取組推進

本市における中山間地域の山際を中心とした条件の悪い農地については、耕作する者が減少していることから遊休農地が増大し続けています。農業委員会といたしましても、農業委員が日常的に行っている農地パトロールに加え、農地法に基づく非農地判断により、守るべき農地を明確化するための取組も行っているところです。

ついでには、発生後の耕作放棄地を解消する取組に対する補助を継続していただくとともに、遊休農地等の発生を予防する視点で取組の強化をお願いします。

① 耕作放棄地にならない取組、仕組みづくりの検討について 【継続】

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金制度による支援を受けて、耕作放棄地にならない取組の支援をいただいているものの、耕作放棄地の面積は拡大傾向にあります。こうした傾向を抑制するためには、従来の耕作放棄地対策に加えた、より効果的な取組が求められています。

また、現行の支援制度などにより保全管理はされているものの条件不利地などを理由に長期間作付けされず、将来が憂慮される農地が多いことから、耕作放棄地を発生させない仕組みづくりを早急に検討し、実践されるようお願いします。

加えて、時代の背景となる人口減少社会を迎え、減少する農業従事者が確保されるよう、地域の実情にあわせて検討をお願いします。

② 農地維持のための意識醸成と地元集落による耕作放棄地管理の補助等について

【継続】

地元集落による耕作放棄地管理は、世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策や中山間地域等直接支払交付金制度では、支援内容が不十分であることから、今後は管理が継続できるか危ぶまれる状況です。

この背景には、農業人口の減少や高齢化により、もはや集落の力だけで農地を守ることが困難になっているという現実があります。そのため、農地を「農業者だけでなく市民全体の公共財」と捉え直し、「地域計画」を通じて集落のみならず市民全体で守るという意識醸成の機運を高めていただく施策（先進事例を踏まえた広報や研修の実施等）を講じるようお願いします。あわせて、各集落が今後も適正な管理を継続できるよう、必要な技術的支援や機械購入など、さらなる支援をお願いします。

(4) 有害鳥獣・病虫害被害の撲滅に向けた対策強化

農業委員会が実施したアンケートにおいても、中山間地域などの農業者からは、農業経営の継続に必要な対策の上位に鳥獣害対策の強化があり、その回答割合は昨年からさらに上昇しました。これら農業者や集落ぐるみによる鳥獣害対策を支援するため、引き続き防護柵の新設修繕などや狩猟免許取得の支援の継続、あわせて支援の充実をお願いします。

① 年間を通じた獣害駆除対策の強化について 【継続】

管理計画に基づき、狩猟団体と協力して絶対個体数を減らす対策をしていただいているが、実際には減少には至っていない状況です。予算の関係もあるとは思いますが、年度途中に予算額や計画頭数に到達し捕獲を終了せざるを得ない事態は、農業者の切実な思いに込えられていないと感じています。被害の実情に応じた駆除計画への見直しと、引き続き、年間を通じた駆除、特に、冬期における駆除活動の強化をお願いします。

② 防護柵の未設置区域の解消について 【継続】

防護柵の未設置地域については、設置を促進し、早期に市内全域で設置が完了するよう、関係機関と連携した対策を講じられるよう引き続きお願いします。

★③ サルに対する群れごとの捕獲及び対策について 【継続・重点】

サルによる農作物の被害は一向に減少しません。これまでの花火等による追い払いでは手に負えない状況であり、捕獲計画を上回る増加が懸念されています。ニホンザル群れ全体捕獲事業においては、本年度に捕獲檻の設置、来年度はいよいよ檻への誘導・捕獲の実施段階に入ることから、計画通りに確実に捕獲が実施されるよう、県と緊密に連携しながら取り組んでいただくとともに、本事業による成果をしっかりと検証し、良好な結果が得られた場合速やかに対象地域の拡大をするなど、捕獲後の処置とあわせて継続的な対策を講じていただくようお願いします。

④ シカへの対策について 【継続】

シカによる農作物の被害も多く発生しておりますが、防護柵の設置により、被害の軽減を図ることができますので、これまで以上に防護柵を継ぎ足すなど、引き続き、シカの侵入を許さない対策を講じるようお願いします。

★⑤ カメムシの防除対策への支援について 【新規・重点】

近年、斑点米カメムシ類の発生数が増加の一途をたどっており、滋賀県においても令和6年・令和7年と連続して病虫害発生予察注意報が発令されるなど、水稻の品質・等級に深刻な影響を与えています。

カメムシは移動性が高く、一農家が単独で防除剤を散布しても隣接ほ場から再侵入するため、地域全体が同じ時期に一斉防除を行わなければ十分な効果が得られないという難しさがあります。また、発生量が多い場合には1回の散布では不十分で複数回の防除が必要となるなど、農業者の負担は年々増大しています。

つきましては、地域一体での一斉防除が実施できるよう、市がＪＡ・関係機関と連携して防除時期の調整・周知・共同散布の取りまとめを支援する体制を整備していただくとともに、防除に要する費用への助成についても検討いただくようお願いします。

(5) 多様な担い手への支援

① 空き家バンク制度の推進等について 【継続】

令和5年4月1日から農地法第3条の許可基準に変更があり、一定の農地を営んでいることの要件が撤廃されました。また、空き家と農地を取得し家庭菜園を始められる方が、徐々に増えています。このため、適度な規模の農地が紹介できるよう農地ニーズマッチング事業を令和7年度から当委員会で開始し、新たな担い手の育成と、農村集落の活性化、遊休農地の解消につなげたいと考えているところです。

市におかれましても、農業を始められる方に対する支援策の一つとして、引き続き空き家バンク制度の促進をお願いします。また、農業委員会が長年にわたり要望してきた「農業塾」が令和8年度に施策化され、開催されることとなりましたが、この取組が一過性のものとならないよう、令和9年度以降も継続的な開催をお願いします。

★②「小規模農家営農継続支援事業補助金」の増額と拡充について 【継続・重点】

《補助金の増額について》

地域の農地を守っている小規模農家は、機械等の延命を図り、農業を続けていますが、長年の使用による故障等が多く、更新を余儀なくされています。

機械の更新への助成を望む声が非常に多く、また、更新ができずにやむなく廃業となるなど、離農の大きな要因ともなっています。

市におかれましても支援制度を設けていただいておりますが、農家が要望される金額は補助額を大きく上回っています。一方で、補助を要望されているすべての農家に支援できていないとの意見も多数いただいております。こうした状況も踏まえて、いまだに多くの方が補助の必要性を訴えておられ、補助が少額で、わずかな支援では離農対策としての効果が乏しい、農業経営の持続支援にならないといった意見もあるところです。

近年の物価高騰により農業機械の価格は大幅に上昇しており、現行の補助率3/10・上限30万円という補助額の実質的な価値は年々目減りしている状況です。これは単純な増額要求ではなく、物価上昇の実態に見合った補助水準への適正化であることから、物価高騰を考慮した補助上限額・補助率の見直しを次年度予算要求に積極的に盛り込んでいただくよう強くお願いします。

《補助対象の拡充について》

昨年度の市からは、「集落営農組織のように機械を共同で所有・管理する方法や、作業の外部委託なども含め検討してほしい」とご回答いただきましたが、近年、集落営農組織は減りつつあり、農業機械の使用が農繁期に集中するうえ、地域を越えた農家同士のつながりもなく、共同利用・外部委託は現実的に困難な状況です。

そのような中で、新規就農者には、農業機械や倉庫などが必要となるものの、施設を新築することは難しく、中古施設の利用や農業機械をリースで使用される場合

が多いことから、その施設の修繕や、リース代の支援など、農業者の実情に応じた経費に適用できるよう、補助対象の拡充をお願いします。

さらに、市内にある現在の農地を守るためには、小規模農家の経営維持が不可欠であり、これ以上の農家の廃業を生まないためにも、農業用機械の購入等にかかる補助について、同性能の機械の更新も容易になるよう補助対象の範囲や考え方を柔軟に対応されるなど、交付条件を工夫されるようお願いします。

③ 農業用資材（肥料・燃料等）の高騰に対する支援について 【継続】

機械費や資材費等の高騰が続いている一方で、米価は下落する見込みが高く、農業者の負担増大と収入減少が強く懸念されており、農業経営を持続していくことは、今後、ますます厳しい状況になると思われます。

引き続き、国や県に対して、実情に応じた適宜適切な補助支援を働きかけていただくとともに、市として、農業者が安心して農業経営が続けられるよう、独自に資機材高騰に対する農家への補助をお願いします。

④ 農業機械導入支援及び免許取得への支援について 【継続】

農業者が安全に効率よく農作業に取り組めるよう農作業機械の免許（大型特殊・けん引・フォークリフト・玉掛け作業・ドローン操作等）取得に対する支援、特に今年実施した農業経営に関するアンケートの中でも、農業用ドローンの活用について、今後導入したい、興味があるスマート農業技術との回答が最も多くあることから、機器導入支援等を引き続きお願いします。

⑤ 市農業施策や相談窓口の周知と補助金の活用について 【新規】

市の農業施策や補助制度については、現場への周知が十分に行き届いておらず、制度が活用されない状況が見受けられます。農業者が必要な支援を確実に受けられるよう、市の施策に関する積極的な周知をしていただくようお願いします。

また、市だけでなく関係機関の窓口についても周知の徹底が求められます。例えば、経営の多角化等を検討されている方や新規就農者が水稻以外の作物（野菜、花き等）にも取り組むことができるよう、県が運営する湖北農業普及指導センター等の相談窓口について、農業者への周知をより一層強化していただきたいと考えています。

さらに、集落営農組織の担い手不足・後継者不足は深刻であり、若手オペレーターの確保・育成は地域農業の維持において喫緊の課題となっています。滋賀県には、こうした集落営農組織の課題に応える「つながり、つづく、みんなで守る地域農業推進事業費補助金」があり、国・県が費用の2分の1を負担して支援する補助制度として市が活用できます。集落営農組織が直面する課題解決を図るため、この補助制度を最大限に活用し、市として積極的に予算要求を行っていただくようお願いします。

3. 持続可能な農業に向けた意見

持続可能な農業を実現するためには、農業者の所得向上や経営の安定は欠かせないものであると考えます。

これらの仕組みづくりについて、次のとおり提案します。

(1) 持続可能な農業経営に向けて

① 後継者育成のための支援について 【継続】

農業従事者の高齢化が進むなか、後継者育成に必要な労働環境整備、研修費用等の助成制度の創設など、農業者を育てる仕組みを充実されるよう取組をお願いします。

また、意欲のある若い世代や移住者、定年帰農者などの人材を確保するため、積極的に新規就農者を発掘する施策も併せて検討され、就農段階に応じた継続的な支援体制の整備や市独自の支援制度の確立を図られるようお願いします。

② 農産物の産地化に向けた継続した取組について 【継続】

ブロッコリーをはじめ、キャベツ、玉ねぎ等の長浜の産地化には、農業団体と連携した保冷施設などの集荷後の貯蔵設備の整備や、個々の農家の施設設置を支援する制度の創設に加えて、J A・関係機関と連携して流通にも力を入れていただくなど、産地化に向けた積極的な取組をお願いします。

(2) 若者や女性に選ばれる農業に向けて

① 若者の就農意欲の向上について 【継続】

農業が若年層に選ばれる職業として広がるよう、スマート農業等の技術導入や「稼げる農業」の推進に加え、小学生の段階から農業が職業選択の一つとして意識されるような食農教育の推進に努められるとともに、農業高校などの生徒や研修生などに対しては、農業者との交流の場を多く設けるなど、就農意欲の向上に繋がる体制の構築をお願いします。

② ながはまアグリネットワークへの活動支援について 【継続】

現在、市内の女性農業者で組織されている「ながはまアグリネットワーク」に対して、会員の拡充支援、女性農業者を対象とした農業機械研修の情報提供や経営研修の開催等の支援をいただいておりますが、主体的に活躍できる女性が増えるよう今後も継続した支援をお願いします。

★③ 農業委員の女性や青年農業者の登用について 【継続・重点】

農業委員会の活動は、地域農業の将来を見据えた取組となるべく、性別や年齢にとられない、多様な人材が求められています。

本市においては、女性農業委員の割合が、農業委員37名中8名（約21％）と県内で

は高い水準にあります。3割超の目標に届いていない状況です。令和9年7月に改選を迎えることから、任命権者である市が主導的な役割を果たし、女性及び青年農業者から幅広く候補者が推薦・応募されるよう、地域及び関係団体へ積極的に働きかけていただくようお願いします。

(3) 持続可能な農業に向けた仕組みづくり

① 農地ニーズマッチングシステムの周知について 【継続】

昨年度に引き続き当委員会で実施している農地ニーズマッチングシステムの積極的な周知にご協力いただきますようお願いいたします。

② 熱中症対策への支援について 【継続・拡大】

多くの作物は、その生育において夏場が「成長期」とすると同時に「暑さ・乾燥への対策」が大切な時期になります。健康な作物の育成を促し、豊かな収穫に繋げるためには、夏場の農作業は非常に重要ですが、近年、猛暑により農作業中における熱中症が多発し、命に関わる状況になっています。国や滋賀県の現行施策では、農作業者の個人装備（空調付きジャケット、冷却ベスト等）の購入を対象とした補助制度が不十分であることから、今後の持続可能な農業を見据え、安全に生産活動に従事できるよう、市におかれましても、独自の施策を講じられるようお願いいたします。

(4) 農業委員会の体制の充実・強化について

① 農業委員のなり手確保と報酬の見直しについて 【新規】

人口減少や高齢化が進む中、農業委員のなり手不足が顕著になりつつあります。地域計画の見直しによって農地の利用調整の重要性がこれまで以上に高まっていることなどを背景に、農業委員一人当たりの業務負担は増加傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、農業委員報酬の見直し、さらには効率的な農業委員会体制の整備など、農業委員が活動しやすい体制づくりをお願いします。

4. 国・県への要望

令和のコメ騒動を経て、国際情勢の不安から農業資材の価格高騰は依然として続いており、農業経営の維持は厳しい状況にあります。加えて、今年の米価は昨年と同じような情勢ではなく、下落傾向にあり、農業者が将来を見通した経営判断を行うことが大層困難になっています。

また、近年、大規模な経営体へ農地の集約が進んだことにより、小規模農家の離農が促進され、農業従事者が減ることで、さらなる荒廃農地を生む事態が生じています。

「なぜ農業だけでは生活できないのか」、「離農者が管理されていた農地は誰が守るのか」、「なぜ農業の後継者が育たないのか」、これらについて、国及び県は、各地域の現状を再認識いただき、今ある農地を残し、農業者が将来に希望を持って国民への食料供給に対する期待に応えていくためにも、令和6年6月に成立した新たな「食料・農業・農村基本法」のもと、持続可能な農業・食料供給の確保、農村地域の活性化、環境保全など、農業者等が真に望む具体的な施策の展開が必要と考えます。

こうしたことから、国及び県に対して、次のことを要望していただくようお願いします。

(1) 農業者の所得安定対策について

① 海外需要の開拓と新たなコメ政策による農業所得の確保について 【継続】

人口減少に伴う国内市場の縮小や供給過剰による米価の下落を回避するためには、農家の所得を確保・向上させることが急務です。そのため、国に対しては、諸外国の輸入規制の撤廃・緩和の働きかけをはじめ、海外需要の掘り起こしや安定的販路の確保といった輸出拡大に向けた総合的な取組を求めます。

併せて、米の需給を的確に見通した上で需給の均衡を図る仕組みとして、生産者が安心して生産に取り組める新たなコメ政策を早期に示し、スピード感をもって実行されるよう強く要望します。

② 農業資材の価格高騰に対する支援制度の継続拡充について 【継続】

近年、イランをめぐる中東情勢の緊迫化を含む国際情勢の不安定化や為替変動、物流の混乱等を背景として、肥料・飼料・燃油などの農業資材価格が著しく高騰しており、農業経営に深刻な影響を及ぼしています。特に小規模農家や中山間地域の農業者においては、経営の存続が危ぶまれる状況にあります。これらのコスト上昇を農業者単独で吸収することは困難であり、安定的な食料生産体制を維持するためにも、資材価格などコストの上昇に対する恒常的な補填・支援の仕組みとして整備する必要があることから、支援制度の拡充を要望します。

③ 適正価格による米価の安定について 【継続】

肥料や燃料など農業用資材の高騰が続くなか、多くの農業者が経営の大きな負担となっています。一方で、地球温暖化による近年の異常気象は、米の安定的な生産、供給を妨げる要因ともなっています。

ここ数年、農業委員会が行ったアンケートにおいて、農業経営を継続するために必要な施策として最も挙げられたのは、「米価の安定」で、次に「農業機械更新への助成」でした。特に主食用米の価格変動は、生産者の経営を直撃し、地域農業の存続そのものに強く影響することから、国におかれましては、米価が適正な価格で安定化するよう強く要望いたします。

④ 農業者収入保険制度の見直しについて 【継続】

現在の農業経営における様々なリスクには農業者の自助努力だけでは対応しきれないことから、農業者の経営安定化を図るために「農業者収入保険」制度が設けられていますが、保険の仕組みが、作付品目に応じた制度ではなく、全品目の合算による総合保険になっていることから、作付品目ごとで対象となるような利用しやすい制度への変更を検討されるよう、要望します。

(2) 農地保全管理対策について

① 荒廃農地をこれ以上増やさない仕組みづくりの創設について 【継続】

荒廃農地などが多い中山間地域は、高齢化率が高く、農地管理の担い手がない状況です。

そこで、これ以上荒廃農地を増やさないために、必要となる仕組み（例えば、定年後に農作業を行いたい方や休日の自由な時間に農作業を行いたい方（小規模農家）への支援拡充、行政や農協等が主導したサポート体制等の整備、耕作者バンクの設置、耕作放棄地に対して雑草管理をした場合、また、畑作地として野菜の作付け等を行った場合などへの助成金交付等）の制度創設について、要望します。

② 公共物管理者による法面の管理について 【継続】

農地に隣接する国道等の道路や河川の法面等の除草作業を地元自治会等に依頼されているものの、適正な管理ができていないため、農業者が自主的に管理せざるを得ない状況ですが、このような状況は本来あるべき姿ではありません。

ついては、公共物管理者として、周辺農地の営農に影響を及ぼさないよう、防草シートを設置するなどの適切な対策を講じられるよう、要望します。

③ 新たな荒廃農地を生まないための人材育成の仕組みづくりについて 【継続】

多面的機能支払交付金事業（世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策交付金等）や中山間地域活性化直接支払事業は、農地保全管理対策として実施されているものの、

荒廃農地がある全集落が取組されている訳ではなく、また、現状でも活動されている組織の維持が困難な状況にあります。これ以上荒廃農地を拡大させないためには、活動組織の中心となるべき新たな人材を育成し、農村地域で活躍できる仕組みを創設されるよう、要望します。

④ 中山間地のほ場整備事業について 【継続】

中山間地は湿田等が多く、大型機械での耕作等は難しいほ場もあるため、中山間地においては、特に地域の実情に即したほ場整備事業が進められるよう、要望します。

(3) 新産業新技術支援対策について

① 農産物を使用した商品開発のための企業への大幅な支援について 【継続】

米の消費量は、人口減少とともに減り続けるため、米作以外の地域の農産物を使用した商品を開発し、作り出す必要があると考えております。

については、企業等が地域で収穫した農産物を使用した商品開発を進められるよう、これら企業等への支援を要望します。

② 環境負荷低減のための取組について 【継続】

緩効性の肥料は、ほぼプラスチックが使用されており、琵琶湖にも流れ込んでいます。そこで、環境負荷低減のため、これらプラスチックを使用しない又は可能な限り少なくした肥料の研究を進めるとともに、開発された肥料使用者への補助について、要望します。

③ スマート農業促進の補助金継続と中小規模経営体への補助の優先配分について

【継続】

深刻化する労働力不足に対応するためには、スマート農業を促進する必要がありますので、今後も支援の継続をお願いします。一方で、現在の支援制度では、大規模経営体を優先した支援結果となっていることから、農業従事者のすそ野を拓げるためにも、新規就農者等の中小規模経営体に対しても一定量を優先的に支援されるよう要望します。

(4) 食料自給率の向上について

① 地産地消の更なる促進について 【継続】

学校給食におけるパンやごはんは県内産の小麦、米が使用されるようになりましたが、これら地産地消の更なる促進とともに、子どもたちに安心安全な食の提供を行うため、学校給食の他の食材においても、賄える物はすべて県内産が使われるよう要望します。

②国内産食料・飼料等への政策転換について 【継続】

我が国の食料自給率は先進国の中でも低水準で、食料自給率の低迷は、世界的な食糧需要の増加や国際情勢の不安定化等により食料安全保障上、大きなリスクとなっています。また、市販のパン等における残留農薬の問題などは、食料と農業生産を海外に依存する危うさが露呈しているともいえます。

こうしたなかで、令和7年4月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画において具体化された、施策の方向性を確かなものとして、食料自給率向上等のため、食料、飼料が国内産で賄える政策転換を要望します。

(5) 農業委員会体制の充実・強化について 【継続】

平成28年に農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」といいます。）が大きく改正され、農地利用の最適化が農業委員会の必須業務と位置付けられ、あわせて農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）が新設されました。

本市では令和6年度の委員改選以降、農業委員のみの体制で活動を進めているところです。

現在のところ、効率的な活動が可能になり、最適化活動にも支障なく取り組めていますが、「地域計画」によって農地の利用調整の重要性がこれまで以上に高まっていることなどを背景に、農業委員一人当たりの業務負担は当然増えています。このため、農業委員の定数、さらには効率的な農業委員会体制の整備など、農業委員が活動しやすい体制づくりについて検討を深められるよう要望します。

(6) 地域の実情を踏まえた農地の取得について 【継続】

令和5年に農地法第3条が改正され下限面積が廃止されたことにより、農地の取得が容易になりました。

一方で、農地法第3条に規定されている常時従事要件は非農家では農地を取得できず、農家の後継者が少ないなかで、集落に残る縁戚者や近隣居住者への農地所有が制限され、未相続、遊休農地等の発生等が懸念され、地域における農地取得が課題となっています。

加えて、「農地じまい」により「地域計画」と無関係に農地の売却や贈与が進み、「地域計画」の目標地図を混乱させるという新たな問題も生じています。

こうしたことから、法の目的のとおり農地が地域における貴重な資源であることに鑑みれば、非農家の個人に対しても、「地域計画」の区域内に限り、「地域計画」において耕作者が位置付けられた農地であれば、所有権移転ができるなど、農地法3条における要件の見直しを要望します。